

環水大水発第 2110052 号
令和 3 年 10 月 5 日

奈良県知事 荒井 正吾 殿

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその
区分ごとの範囲の一部を改正する告示について

「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの
範囲」の一部改正が、令和 3 年 10 月 5 日環境省告示第 61 号により告示された。

ついては、本告示、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその
区分ごとの範囲」(平成 28 年 9 月 5 日環境省告示第 81 号)及び「りん含有量についての総量
規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成 28 年 9 月 5 日環境省告示第
82 号)に基づき、下記の事項に留意して適正に総量規制基準を設定されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づ
く技術的な助言であることを申し添える。

記

1 C値の設定について

第9次水質総量削減の実施に向けては、令和3年3月の中央環境審議会答申「第9次水質総量削減の在り方について」（以下「答申」という。）において、大きな方向性が示されたところである。このことを踏まえ、水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号。以下「規則」という。）第1条の5に規定する都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量（COD）、第1条の6に規定する都道府県知事が定める一定の窒素含有量及び第1条の7に規定する都道府県知事が定める一定のりん含有量（以下これらを「C値」という。）を定めるに当たっては、次のことに留意されたい。

(1) 東京湾及び伊勢湾に係るC値の設定

答申において、東京湾及び伊勢湾については、CODは引き続き汚濁負荷量の削減を進め、窒素及びりんは、総量規制としての更なる汚濁負荷量の削減のための規制の強化は行わず、これまでの取組を維持することが妥当であるとされた。さらに、CODの負荷削減に当たっては、特に生活排水対策に力点を置き、従来の工場・事業場の排水対策など産業系汚濁負荷に対する対策は現状の各種施策の維持とし、効率的に汚濁負荷量を削減することが必要であるとされた。

今回の告示の一部改正では、こうした考え方を踏まえ、東京湾及び伊勢湾におけるCODについて、特定排出水の水質を現状よりも悪化させない観点から、し尿浄化槽に係る業種等の区分のC値の上限値を都府県が定めたC値の最大値まで引き下げ、C値の範囲の見直しを行った。

(2) 瀬戸内海に係るC値の設定

答申において、大阪湾については、COD、窒素及びりんのいずれも更なる汚濁負荷量の削減のための規制の強化を行わず、これまでの取組を維持することが妥当であるとされた。

大阪湾を除く瀬戸内海については、他の指定水域の水質と比較して良好な状態であり、現在の水質が悪化しないように留意しつつ必要な対策を継続することが妥当であるとされた。

瀬戸内海全域では、生物多様性・生物生産性の確保の重要性に鑑み、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域ごとのきめ細やかな水質管理を行うことが妥当であるとされた。

こうした考え方を踏まえ、瀬戸内海においては、COD、窒素及びりんのC値の範囲は変更しないこととした。

総量規制基準に関するC値の設定に当たっては、以上のことに十分留意されたい。

2 特別の総量規制基準の適用

規則第1条の5第2項に規定する Q_{cj} の都道府県知事が定める日は平成3年7月1日とし、同項に規定する Q_{ci} の都道府県知事が定める日は、昭和55年7月1日とされたい。

また、規則第1条の6第2項に規定する Q_{ni} の都道府県知事が定める日及び第1条の7第2項に規定する Q_{pi} の都道府県知事が定める日は、平成14年10月1日とされたい。

3 総量規制基準の公示

総量規制基準の公示に当たっては、総量規制基準の算式、業種その他の区分（都道府県知事がこれを更に区分した場合にあっては、その区分。）、業種その他の区分ごとのC値、適用期日等、総量規制基準の適用のために必要な事項について公示されたい。

なお、総量規制基準の適用期日に関し、各告示の附則第2項における都道府県知事が定める総量規制基準の適用の日については、別途環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室が発出する事務連絡を参照されたい。